

2022年5月31日

各位

会社名 クルーズ株式会社
(コード番号 2138: 東証スタンダード)
所在地 東京都渋谷区恵比寿四丁目3番14号
恵比寿SSビル
代表者 代表取締役社長 小淵宏二
問合せ先 取締役 最高財務責任者 CFO 稲垣佑介
電話番号 (03) 6387-3622

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、2022年6月29日開催予定の当社第21回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- ① 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ・ 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ・ 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ・ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ・ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- ② 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)の施行に伴い、上場会社においては、定款に定めることにより、一定の条件の下で「場所の定めのない株主総会」(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。

当社においても、各種の感染症や大規模自然災害発生時等のリスクを低減し、また遠隔地の株主様等、多くの株主様が出席しやすくなることによって株主総会の活性化・効率化・円滑化にもつながることから、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第12条第2項の追加を行うものであります。

なお、定款第12条第2項の効力は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとしません。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 12 条 (招集) 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (新設)</p>	<p>第 12 条 (招集) <u>(1) 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u> <u>(2) 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p><u>第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類 (連結計算書類に係る会計監査報告及び監査報告を含む) に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第 15 条 (電子提供措置等) <u>(1) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>(2) 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>附則</p> <p><u>第1条（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</u></p> <p><u>1. 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p><u>第2条（株主総会の招集に関する経過措置）</u></p> <p><u>変更後定款第12条第2項の新設は、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日から効力を生ずるものとする。なお、本条は定款第12条の変更の効力発生日後にこれを削除する。</u></p>

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2022年6月29日

定款変更の効力発生予定日 2022年6月29日

なお、定款第12条第2項の追加の効力発生は、定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件といたします。

以上